

2. 農業法等の各制度の概要

■ 主なプログラムの概要等

- 農業法等における主なプログラムの分類・名称・概要・支援対象・参照項目等を次に整理した。対象は農作物プログラム、作物保険プログラム、保全プログラム、中小生産者支援プログラム、栄養プログラム、気候スマートな農産品パートナーシップの6分野とした。なお、米国の保全コンプライアンス（クロスコンプライアンス）は、浸食されやすい土地と湿地の保全を条件とし、特定の直接支払い・保険・災害支援プログラムに適用される。

図表：プログラムの分類・概要等

分類	名称【位置付け】	概要		対象	詳細
農産物プログラム	ARC (Agriculture Risk Coverage : 農業リスク補償) 【農業法 I A】	収量減少や各変動により郡平均収入、もしくは個別農場の収入が一定水準を下回った場合、その差額の一部を補償する。	ARCとPLCは同時選択できない。生産者は年毎、品目毎に選択することができる。ARCは収入保険と補完関係	ピーナッツ、米、小麦、トウモロコシ、大豆、実綿等の23品目	令和5年度報告書p15-29参照
	PLC (Price Loss Coverage : 価格損失補償) 【農業法 I A】	農作物価格が一定水準を下回った場合、その差額の一部を補償する。			
	MAL (Marketing Assistance Loan : 販売支援融資) 【農業法 I B】	作物を担保とし、政府から短期融資を受ける。		小麦、トウモロコシ、大豆等の21品目	令和5年度報告書p30-37参照
	DMC (Dairy Margin Coverage : 酪農利幅補償) 【農業法 I D】	生乳価格と飼料費の差額（全国一律）が、酪農家各自で選択した補償水準を下回った場合、その一部を補償する。		生乳価格と飼料価格の差	令和5年度報告書p38-45参照
作物保険プログラム【農業法】	YP (Yield Protection : 収量保険)	自然災害等による農作物の収量減少を補償する。		大麦、トウモロコシ、綿花、亜麻仁、落花生、米、ソルガム、大豆等の133品目の農産物	令和5年度報告書p71-77参照
	RP (Revenue Protection : 収入保険)	収量減少や価格変動による収入減少を補償する。価格変動に対しては作付け時の先物価格を利用する。			
	GRI (Group Risk Insurance: 郡や指標ベースの保険)	郡及び指標ベースの収量や収入の基準に対する損失を補償する。			

2. 農業法等の各制度の概要

分類	名称【位置付け】	概要	対象	詳細
保全プログラム	CRP (Conservation Reserve Program : 保全休耕プログラム) 【農業法ⅡB】	土壌浸食等のリスクのある農地を10～15年間休耕させる。見返りとして、生産者に年間賃貸料を支給する。	土壌浸食の防止、水質の改善、野生動物の生息地の損失の軽減	令和5年度報告書p46-52参照
	EQIP (Environmental Quality Incentives Program : 環境改善奨励プログラム) 【農業法ⅡC】	生産者がその土地の自然支援の問題に対処できるよう、資金的・技術的な援助を提供する。環境省自然資源保全局 (NRCS) は生産者と直接やりとりをして、資源問題を解決するための保全計画を策定する。	水質と大気の質の改善、地下水と地表水の保全、土壌の健全性の向上、土壌浸食の減少等6種類	
	CSP (Conservation Stewardship Program : 保全管理プログラム) 【農業法ⅡC】	農業生産者の耕作地に保全慣行を導入・強化するための資金的・技術的な援助を提供する。NRCSは生産者と直接やりとりをして、保全計画を策定する。	水質と大気の質の改善、土壌の健全性の向上、野生生物背の生息地の改善又は創出	
	ACEP (Agricultural Conservation Easement Program : 農業保全地役プログラム) 【農業法ⅡF】	農地を保護するための保全地役権を購入するための資金援助を提供することにより、悪影響を与えない非農業利用を防ぐ。NRCSは農地地役権の公正市場価格の最大50%を支払う。	農業的各地の農業生活と関連する保全価値の保護	
	RCPP (Regional Conservation Partnership Program : 地域保全パートナーシッププログラム) 【農業法ⅡG】	プロジェクトに資金援助と技術援助を提供する。支援している活動には、「土地管理・土地改良・復元に関する慣行」「土地の貸し出し」「企業が保有する地役」等がある。	自然保護団体や地方自治体などのパートナーによる地域の保全活動プロジェクトの取組	

2. 農業法等の各制度の概要

対象	分類	名称【位置付け】	概要	詳細
中小生産者	資金援助	FSA Loans(Farm Service Agency Loan Program : 融資プログラム (担保付きローン、直接ローン、マイクロローン))【農業法V、農業信用法】	農業サービス庁が銀行に保証を提供する担保付融資、低金利の直接融資、少額融資がある。	令和5年度報告書p63-70参照
		USDA RD (Rural Development Program : 農村開発プログラム)【農業法VID、農村再投資法第602条、農村開発法第3条】	農村地域の経済発展を促進するため、施設建設や運営費用に対し補助金や融資を提供する。	令和4年度報告書p59-61参照
	技術支援・教育	NRCS Conservation Program (Natural Resources Conservation Service Conservation Program : 自然資源保全局保全プログラム)【農業法ⅡC】	持続可能な農業手法の導入を支援し、土壌や水質の保全に関する技術支援を行う。灌漑システムの改善や土壌保全対策が含まれる。	令和5年度報告書p46-52参照
		SARE (Sustainable Agriculture Research and Education : 農業研究・教育プログラム)【1990年農業法XVI第1601条】	生産者や研究者に対して、持続可能な農業技術の開発や実践に関する助成金を提供する。	
	リスク管理・保険	FCIP (Federal Crop Insurance Program : 作物保険プログラム)【農業法XI、農業保険法第508条】	収量減少や価格変動に対する保険を提供し、農業経営リスクを軽減する。	令和5年度報告書p71-77参照
			ARC (Agricultural Risk Coverage : 農業リスク補償)【農業法ⅠA1107】	収量減少や価格変動による収入減少の一部を補償する。

2. 農業法等の各制度の概要

対象	分類	名称【位置付け】	概要	詳細
中小生産者	マーケティング・販売支援	NOP (National Organic Program : 有機農産物プログラム) 【農業法X10104、有機食品生産法】	有機農産物の生産流通に関する認証を行い、認証を適正に使用するための基準を提供する。	
		OCCSP (Organic Certification Cost Share Program : 有機農産物認証費用分担プログラム) 【農業法X10105】	生産者や加工業者が有機認証を取得する際にかかる費用の一部を補助する。	令和4年度報告書p70-73
		LAMP (Local Agriculture Market Program : 地元産農産物市場プログラム) 【農業法X10102】	地元食品の生産・流通・消費を促進するための資金や技術的支援を提供する。	令和4年度報告書p73-74参照
		FMPP (Farmers Market Promotion Program : 農産物直売所振興プログラム)	LAMPの一部で、ファーマーズマーケットの運営や宣伝を支援し、直販機会を広げる。	
		LFPP (Local Food Promotion Program : 地元食品促進プログラム)	LAMPの一部で、地元食品システムの強化、流通の改善を支援する。	
		VAPG (Value-Added Producer Grant : 付加価値生産者補助金プログラム) 【農業法X10102】	生産物に付加価値を与え、加工品やブランド化製品を販売するための資金を援助する。	令和5年度報告書p105参照
		SCBGP (Specialty Crop Block Grant Program : 園芸作物 (specialty crop) ※ブロック助成金プログラム) 【農業法X10107】	園芸作物 (specialty crop) の生産者向けに資金援助を行い、流通と消費を拡大するための活動を支援する。	
		FGP (Federal Grading Programs : 連邦格付けプログラム) 【1946年農業マーケティング法】	農産物の品質評価を行い、基準に沿った高品質な製品の市場流通を支援する。	

※Specialty cropsを「園芸作物 (specialty crop)」と表記する。

「園芸作物 (specialty crop)」には、果物、野菜、木の実、ドライフルーツ、園芸作物、苗木 (花卉栽培を含む) が含まれる。

出典 <https://www.ams.usda.gov/services/grants/scbgbp/specialty-crop>

2. 農業法等の各制度の概要

対象	分類	名称【位置付け】	概要	詳細
中小生産者	販売支援 マーケティング	AMS EAP (Agricultural Marketing Service Export Assistance Program : 農業販売サービス輸出支援プログラム) 【1946年農業マーケティング法、農業法ⅢB】	海外に商品を輸出しやすくするための制度や技術支援を提供する。	
		MNP (Market News Program : 市場情報プログラム) 【1946年農業マーケティング法】	最新の価格情報、生産量、需給バランス等、農業や食品市場に関する情報を提供する。	
	新規就農者支援	BFRLP (Beginning Farmer and Rancher Loan Program : 新規農業者・牧場経営者ローンプログラム) 【農業法VA】	農業経営を始めるための資金の低金利融資や技術支援を提供する。	
		BFRDP (Beginning Farmer and Rancher Development Program : 新規農業者・牧場経営者開発プログラム) 【農業法XIIIC】	新規の農業者に対して研修、指導、技術支援活動を行う団体に助成金を提供する。	令和5年度報告書p105参照
栄養プログラム	食料支援	SNAP (Supplemental Nutrition Assistance Program) : 補充的栄養支援プログラム 【農業法IV】	低所得世帯に食料支援を提供する。SNAPは米国最大の栄養支援プログラムであり、2023会計年度において農務省の栄養支援予算の68%を占めた。2023会計年度の平均月間受給者数は4,210万人で、年間の連邦政府支出は1,128億ドルに達した。 ※栄養プログラムで農業法予算全体のうち7割程度を占めている。	令和5年度報告書p59参照

2. 農業法等の各制度の概要

名称	分類	名称	概要	詳細
農産品パートナーシッププログラム PCSC (Partnership for Climate-Smart Commodities Program : 気候スマートな)	気候配慮型農業取組の導入支援	炭素吸収技術	農地や森林における炭素隔離を促進する技術の導入を支援する。	令和5年度報告書p91-98参照
		水資源と土壌管理	効率的な灌漑や土壌保全を行い、持続可能な形での資源利用を支援する。	
		持続可能な肥料管理	温室効果ガスを削減するため、肥料の適正使用や代替肥料の導入を奨励	
	気候配慮型商品の認証と市場開拓の支援	気候スマートな農産品認証	気候変動への配慮が証明された農産物を「気候スマートな農産品」として認証し、消費者に訴求する。	
		新しい市場の創出	持続可能な商品に対する消費者の需要を喚起し、企業やバイヤーと連携して新たな市場を構築する。	
	データ収集とモニタリング	気候配慮型農業取組の導入により、どれだけ温室効果ガスの排出が削減され、炭素吸収が進んでいるかを検証することで、成果を科学的に評価し、政策や技術の改善に役立てる。		

【位置付け】 Commodity Credit Corporation Charter Act (15U.S.C.714et seq)
競争的補助金

【予算規模】 30.3億ドル 採択課題135件

出典：https://publicdashboards.dl.usda.gov/t/FPAC_PUB/views/PartnershipsForClimate-SmartCommodities/Overview?%3Aembed=y&%3AisGuestRedirectFromVizportal=y&%3Atoolbar=top